正六位に叙する（各通）
旭日双光章を授ける　赤坂　虎雄
鹿野哲二　谷野辰夫　貴田康住　福島敏雄
正六位に叙する（各通）
旭日単光章を授ける（以上四月十二日）　小野寺喜一郎
市石富士男　小中紀宗　小川昌之
小椋康夫　井正男　十亀昭三郎
高口義照　村健　船津善次郎
堀田富男　山庄太郎　禪盾
（二関市消防司令）　園山隆英　茂賞正　田嶋貢　長牟
従六位に叙する（各通）　矢島和雄　美馬
正七位に叙する（各通）　八巻富士三雄
従七位に叙する（各通）（以上四月十三日）　大久保八郎　小森武則　富島喜芳
満月正雄
正六位に叙する（四月十四日）　竹井左馬之亮
従六位に叙する（四月十五日）

○叙勲

旭日双光章を授ける　三好秀樹
旭日単光章を授ける（以上四月十二日）　船越弘正
（愛媛県議会議員）　安次富盛信　野河原　口敬仁
旭日小綬章を授ける（各通）　小川昌之　高口義照　堀田富男
旭日双光章を授ける（各通）　佐藤欽一　島田一雄
旭日単光章を授ける（各通）（以上四月十三日）　湯浅俊一　湯澤喜代七
飯田司朗　川正宗　大西隆雄
小泉潔　坂本悦夫　佐野顕
高松肇　野村和　廣瀬嵩
福田省　松本新　三塚敬之助
瑞宝双光章を授ける（各通）　上遠野功　川畑幸生　田平秀人
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十一日）　矢加部靖功
瑞宝小綬章を授ける　荒木　昭三　今井　良行
益田小坪　竹々野　佐藤照子　金子　實
居村新吾　西岡成章　村殿勝明　高橋昭一
瑞宝双光章を授ける（各通）　利慎一　元野保夫
小山己男　肥勝次　林源造
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十二日）　川村保夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）　佐久間邦博　八木啓充
瑞宝双光章を授ける（各通）　船津善次郎　和雄　矢島貢　高橋一夫　鹿野辰夫　岡田正　赤坂虎雄　大中紀宗　大室岩見
（二関市消防司令）　木村秀美　伊藤清　小久保八郎　川部治平
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十三日）　小森武則　千葉岩雄

官報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、弘南バス労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成23年５月20日以降、同組合の組合員が従事する弘南バス株式会社の全職場（青森県、岩手県、宮城県、東京都、神奈川県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年５月 18 日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、山口労働局の関係事業主を代表する者山中直之の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 23 年５月 18 日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、山口労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成23年５月30日

4　推薦書及び添付書類提出先　山口労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国　家　試　験

平成 23 年建築基準適合判定資格者検定の施行について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条第２項の規定に基づき、平成23年建築基準適合判定資格者検定を次のとおり施行する。

平成 23 年５月 18 日　　国土交通大臣　大畠　章宏

1　受検資格　一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は建築基準法第77条の18第１項の確認検査の業務その他これに類する業務で次に掲げるもののいずれかに関して、２年以上の実務の経験を有するもの。

⑴　建築審査会の委員として行う業務

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の学部、専攻科又は大学院において教授又は准教授として建築に関する教育又は研究を行う業務

⑶　建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査の業務（建築基準法第77条の18第１項の確認検査の業務を除く。）であって国土交通大臣が確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの

2　検定期日

検　定　日	時　　間	区　分	内　　容
８月26日（金）	午前10時から午後４時	考　　査	建築基準法第６条第１項の建築基準関係規定への適合を判定するために必要な知識

3　検定地　検定地は、受検者の受検申込時における住所地の都道府県により次表のとおりとする。

住　所　地　の　都　道　府　県　名	検定地
北海道	札　幌　市
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	仙　台　市
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	さいたま市 東　京　都